

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [タイムカードにおける判例（2）](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

タイムカードにおける判例（2）

タイムカードにより労働時間を認定したもの

実質的には、（1）のタイムカードの打刻時による、労働時間の推認と同様であるが、より確定的に「認定」という言葉を用いた判例。

タイムカードにより労働時間を認定したもの

日本コンベンションサービス(割増賃金請求)事件・大阪地判 平8.12.25 大阪高判 平12.6.30	「タイムカードが、労働者の労働実態と合致し、時間が労働を算定する基礎となる以上、タイムカードの記載と実際の労働時間が異なることにつき特段の立証がない限り、タイムカードの記載に従って労働者の労働時間を認定すべきである」
松山石油事件・大阪地判 平13.10.19	「原告は出退勤の際にタイムカードに打刻していたこと、被告は、マネージャーについては労働時間を集計してはいなかったものの、タイムカードには目を通していたこと、一般職の従業員についてはタイムカードの管理をマネージャーが管理しており、これに基づいて労働時間が管理されていたことの各事情からすれば、原告の各労働日の労働時間については、タイムカード記載の出退勤時間をもってこれを認定するのが相当である。」
ジャパンネットワークサービス事件・東京地判 平14.11.11	「その点につき勤務時間がタイムカードによって管理されている場合、時間外労働の状況は、原則としてタイムカードの記載の時刻をもって勤務時間を認定するのが相当である。」

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.